

作成日 令和8年2月2日

令和8年度 施行

## 水道検針等業務委託

( 水道課 水道庶務係 )

公示用

## 水道検針等業務委託

項 目	単 価	戸 数	月 数	金 額	備 考
上水道区域		8,300	12		
上水道区域(雄馬別)		50	12		
簡易水道区域(上美生)		140	12		
簡易水道区域(美生・河北)		550	6		
小 計					【 A 】
諸経費 = 【 A 】 × 8%					【 B 】
小計=【A】+【B】					
消 費 税 10 %					
合 計					

## 水道検針等業務仕様書

### 1. 水道検針等業務の内容

\*水道及び下水道メーター検針及び水道料金等の収納

- (1) 地区別検針日一覧表に基づく水道及び下水道メーター検針
  - ・各戸のメーター検針及び検針票の配布
  - ・異常水量の確認
  - ・検針データの引継
- (2) 検針期間中のハンディターミナルの管理
  - ・バッテリーの充電
  - ・用紙の補充
  - ・動作確認
- (3) 使用者から徴収した水道料金等の収納
  - ・徴収引き継ぎ書による領収書の発行
  - ・会計管理者への現金引継
- (4) 各種機器等に異常故障等が発生した場合は、速やかに水道課職員にその旨を通報し、指示を仰ぐこと。

### 2. 従事者

\*従事者は心身ともに健康な者とする。

### 3. 遵守事項

- (1) 従事者は、常に一定の服装により業務を行うほか検針等業務従事者証を携行すること。
- (2) 受託業者は従事者に対して常に監督を行い、労働基準法を遵守して従事させること。
- (3) 従事者を定めたときは、ただちに水道課へ履歴書を提出すること。
- (4) 月の勤務表を前月末までに水道課へ提出し、承認を得ること。
- (5) 従事者を変更する場合は7日前までに水道課に報告し、承認を得ること。
- (6) その他本業務に関して必要な事項は別に定めるものとする。

《 水 道 課 》

## 地区別検針日一覧表

地区	名称	検針日	地区	名称	検針日
1	雄馬別	7・8	31	東栄No1	20・21
2	東工No1	8・9・10	32	東栄No2	21・22
3	東工No2	8・9・10	33	東栄No3	21・22
4	東工No3	8・9・10	34	青葉町No1	18・19
5	本町	9・10・11	35	青葉町No2	16～19
6	中央町	9・10・11	36	弥生西町	17～20
7	大町	9・10	37	弥生中央町	19・20
8	旭町	9・10・11	38	弥生北町No1	22・23
9	愛生町No1	9・10	39	弥生北町No2	22・23
10	愛生町No2	10・11	40	元町	22・23
11	新工町	10・11	41	花園西	19・20・21
12	西町	11・12	42	花園中央東	19・20・21
13	緑町東No1	10・11・12	43	錦町	23・24
14	緑町東No2	11・12	44	錦町西No1	20・21・22
15	緑町西	13・14	45	錦町西No2	23・24
16	西工町	14・15	46	南町	25・26
17	睦町1	13・14	47	麻生町	22・23
18	睦町2	11・12・13	48	南が丘	23・24
19	西園泉町No1	14・15	49	日甜町No1	25・26
20	西園泉町No2	14・15	50	日甜町No2	22～26
21	西園泉町No3	15・16	51	伏古No1	25・26
22	幸町	13・14・15	52	伏古No2	26・27・28
23	栄町	13・14・15	53	伏古No3	25・26
24	柏木町	16・17	54	上美生簡水	26・27・28
25	北町	16・17・18			
26	曙町	13・14・15			
27	東町	18・19		(隔月検針)	
28	寿町	18・19	55	美生簡水	27・28・29
29	五条町	15・16	56	河北簡水No1	27・28
30	一心町	17・18	57	河北簡水No2	26・27・28